

 **貨物概要**

アロールート、サレップ、菊芋、くずの根等の生鮮又は乾燥したものは、関税率表第 0714. 90 号に分類される。

- (1) 本号に分類される物品の粉及びミールは、統計番号 1106. 20—200 に分類される。
- (2) 本号に分類される物品を変色防止のためアスコルビン酸ナトリウム溶液で処理して冷蔵したもの、あるいは殺菌のため次亜塩素酸ソーダ液で処理して乾燥したものは、本号に分類される。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）